定する未成年者帰国届出書、同条第三十項に規定する未成年者出国届出書、法第三十七条の十四の二第十二項の申請書	第二十五条の十三の二第一項後段	、依頼書又は申請書	
第十八条の十五の八第四項	第二十五条の十三の二第一項後段又は第二項前段	非課税口座開設届出書、特定口座以外の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書、非課税口座内上場株式等移管依頼書、未成年者口座非課税口座間移管依頼書、特定累積投資上場株式等受入選択不適用届出書、金融商品取引業者等変更届出書、非課税口座廃止届出書、継続適用届出書及び帰国届出書	未成年者口座開設届出書、第十八条の十五の十第三項第一号に規定する未成年者口座内上場株式等移管依頼書、同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書及び法第三十七条の十四の二第十二項の申請書

第十八条の十五の十第十九項を同条第二十四項とし、同条第十八項を同条第二十三項とし、同条第十七項第一号中「を提出した」を「の提出をした」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十六項第一号中「を提出する」を「の提出をする」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十五項を同条第二十項とし、同項の前に次の三項を加える。

17　法第三十七条の十四の二第十六項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十七条の十四の二第十二項の申請書の提出をした者の氏名、生年月日及び住所

二　未成年者非課税適用確認書の交付を行わない理由

三　その他参考となるべき事項

18　金融商品取引業者等の営業所の長は、施行令第二十五条の十三の八第二十六項又は第二十七項後段の規定による確認をした場合には、同条第二十八項の確認に関する帳簿に、その確認をした年月日及び同条第二十六項又は第二十七項後段の規定により提示を受けた書類の名称又は署名用電子証明書等の送信を受けた旨を記載することにより、当該確認をした旨を明らかにしておかなければならない。

19　施行令第二十五条の十三の八第二十九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第二十五条の十三の八第二十九項に規定する所轄税務署長が同項に規定する金融商品取引業者等の営業所の長を経由して交付する同項に規定する書類又は書面の別

二　前号の書類に記載された整理番号

三　第一号の金融商品取引業者等の営業所の長が、同号の所轄税務署長に対して法第三十七条の十四の二第十五項の規定による申請事項の提供をする際に、当該申請事項が記載された同条第十二項の申請書を識別するための記号又は番号を提供している場合には、当該記号又は番号

四　その他参考となるべき事項

第十八条の十五の十第十四項第一号中「第二十五条の十三第二十四項」を「第二十五条の十三第三十二項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項の次に次の二項を加える。

14　施行令第二十五条の十三の八第二十二項に規定する財務省令で定める計算書は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

一　法第三十七条の十四の二第八項の規定により徴収した所得税を納付する金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

二　その月において法第三十七条の十四の二第八項の規定により所得税を徴収して納付すべき者の数

三　その月において法第三十七条の十四の二第八項の規定により徴収して納付すべき所得税の額

四　その月において法第三十七条の十四の二第八項の規定により所得税を徴収すべき未成年者口座に係る同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額の総額

五　その他参考となるべき事項

15　前項の計算書の書式は、別表第七㈡による。

第十八条の十五の十一第二項第四号中「第三項」を「次項」に改め、同項第十号イ中「第二十五条の十三の二第一項後段」を「第二十五条の十三の二第一項前段」に改め、同項第十一号中「第二十五条の十三の八第二十七項」を「第二十五条の十三の八第三十一項」に改め、同条に次の一項を加える。

6　第十八条の十三の五第十項の規定は、施行令第二十五条の十三の八第三十二項において準用する施行令第二十五条の十の十第三項の規定により法第三十七条の十四の二第二十九項の金融商品取引業者等が同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者の承諾を得る場合について準用する。

第十八条の十九第一項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　施行令第二十五条の十七第一項の申請書に同条第八項第一号に規定する書類を添付する場合には、その旨

第十八条の十九第二項に次の一号を加える。

五　施行令第二十五条の十七第七項第二号ホに掲げる公益法人等　当該資産を同号ホに規定する方法により管理することについての当該公益法人等の合議制の機関の決定

第十八条の十九第四項第二号中「又は第二号ロ」を「、第二号ロ又は第五号」に、「又はロ(2)」を「、ロ(2)又はホ」に改め、同条第五項中「、ハ及びニ」を「及びハからホまで」に改め、同項に次の一号を加える。

五　施行令第二十五条の十七第七項第二号ホに掲げる公益法人等　当該公益法人等が当該贈与又は遺贈を受けた財産の譲渡をし、かつ、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得する資産で、当該財産を譲渡すること及び当該資産につき同号ホに規定する方法により管理することが当該公益法人等の合議制の機関において決定されたもの

第十八条の十九第七項に次の一号を加える。

五　施行令第二十五条の十七第七項第二号ホに掲げる公益法人等　当該公益法人等の合議制の機関において、当該公益法人等が贈与又は遺贈の申出を受け入れること及び同号ホに規定する財産につき同号ホに規定する方法により管理することが決定されていること。

第十八条の十九第八項に次の一号を加える。

五　前項第五号に掲げる公益法人等　同号に規定する財産につき同号に規定する方法により管理されたことを確認できる当該公益法人等が施行令第二十五条の十七第七項第二号ホの所轄庁に提出した書類の写し

第十八条の十九第十一項第二号イ中「又は第二号に」を「、第二号又は第五号に」に、「又は第二号ロ」を「、第二号ロ又は第五号」に改める。

第十八条の二十第三十一項中「同条第四項第二号」の下に「及び第三号」を加える。